

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(一般職の標準的なもの)

平成21年4月1日現在

勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
1週間につき 38時間45分	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時まで	日曜日及び土曜日

(2) 主な休暇・休業制度

平成21年4月1日現在

年次有給休暇	1年につき20日(残日数は翌年に20日まで繰越し可能)
夏季休暇	7月から9月までの期間内に8日の範囲内の期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、暦年で5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間
療養休暇	医師の証明等に基づき3月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
結婚休暇	結婚するとき連続する7日の範囲内の期間
妻の出産休暇	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間以内に5日の範囲内の期間
子育て支援休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の看護、健康診断又は予防接種のために勤務しないことが相当であると認められる場合、又は当該子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合1暦年に7日の範囲内の期間(当該子2人目以降1人につき2日加算)
看護休暇	同居の親族、配偶者又は1親等の親族が重度の疾病又は負傷により、独力で生活に必要な基本動作ができない状態にあり看護が必要な場合1暦年に180日以内(無給)
育児休業	男女を問わず子を養育する職員に対して、当該子が3歳に達するまでの必要な期間(無給)

4. 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

病気で勤務に耐えられない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定により、降任、免職、休職又は降給の処分をするもので、平成20年度は休職10人でした。

(2) 懲戒処分

職員の職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定により、戒告、減給、停職、又は免職の処分をするもので平成20年度は減給4人でした。